

「豊島区自治の推進に関する基本条例」にセーフコミュニティ活動と地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについて（答申）

平成 24 年 11 月 8 日

豊島区自治推進委員会

目次

1 答申にあたり	1
2 意見	2
3 最後に	4
資料	5
1 諮問文	
2 豊島区自治推進委員会委員名簿	
3 委員会開催経過	

1. 答申にあたり

「豊島区自治の推進に関する基本条例(以下「自治推進基本条例」)」は、まちづくりや区政への参加の基本ルールと地域社会の多様な主体による協働の基本原則を定めたものであり、参加と協働の基本理念のもとに、区民一人ひとりがまちづくりの担い手として、自らの手で自治の姿を作り上げていくうえでかせない最高規範と位置づけられるものです。

本委員会は、この自治推進基本条例に、セーフコミュニティ活動と地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについて諮問を受けて以来、まず、現行条例制定後に展開が始まった両事業についての豊島区の取り組みと現状等について確認を行いながら、主に次の二つの論点すなわち、第一に、現行の規定において、セーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばの理念が読み取れるかについて、第二に、セーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばという具体的な施策をどこまで組み入れるのかについて、自治推進基本条例のあり様を含めて様々な視点から討論を行ってきました。

この過程で、安全・安心創造都市の理念はもとより、セーフコミュニティ活動や地域区民ひろばなどの豊島区の取り組みについては全ての委員が高く評価していることが確認されました。

また、自治の最高規範である本条例に、具体的な施策であるセーフコミュニティあるいは地域区民ひろばを規定することに対しては慎重に考えるべきこと、また、地域区民ひろばについては、コミュニティを基盤とする活動の拠点となりうる施設は地域区民ひろば以外にも多数存在すること、活動拠点の充実に努めることは現行の条例でも読み取れることなどの慎重な立場からの意見が述べられる一方、両事業ともに、今後も変化、発展の可能性を秘める豊島区を特徴づける取り組みであり、最高規範たる自治推進基本条例に豊島区らしさを盛り込む契機となるなどの積極的な意見も唱えられました。

本答申は、こうした様々な意見も含め、これまでの検討内容を総括したものです。

2. 意見

(1) セーフコミュニティについて

後期基本計画策定時に豊島区が目指す姿として、「文化と品格を誇れる価値あるまち」に「安全・安心を創造し続けるまち」が加えられ、様々な都市像の集大成として「安全・安心創造都市」が位置づけられました。また、平成23年3月の東日本大震災を経験したことにより、安全・安心を希求する区民の思いは切実なものとなっています。

安全・安心のまちづくりは、区民、事業者等、区が協働により推進していかなければならないものであり、正に住民自治によって目指すまちの姿となるものです。その目指す姿を前文中の地域社会の将来展望のなかに加えることとするべきであると考えます。

また、前文の趣旨を明確にするためには、コミュニティを基盤とする活動の原則の目的に安全・安心の考え方を加えることが考えられます。

地域のあらゆる主体が連携し、見守りの眼を行き届かせることによって安全・安心を実現することができます。セーフコミュニティは地域社会にかかわる多様な主体による協働の柱として位置づけられるものであり、横断的な連携・協働を積極的・継続的に推進していかなければなりません。WHO協働センターが提唱する理念を踏まえたうえ、豊島区が目指すセーフコミュニティの考え方を自治の最高規範である自治推進基本条例に位置づけることで、安全・安心創造都市実現を目指す姿勢がより明確になることも考えられます。

(2) 地域区民ひろばについて

条例制定時に、構想として示されていた地域区民ひろばが、平成18年4月で8地区での本格実施から、現在では、18地区22か所で運営され、年間利用者数延約67万人、年間事業数は約12,000件にもなる事業展開を行っており、地域における活動の拠点として広く浸透してきました。

地域区民ひろばの運営や事業の企画、実施については、町会、青少年育成委員会、PTA、民生・児童委員などの団体や個人による運営協議会に委ねられ、地域の主体性を発揮しながら地域の特性が生かせる仕組みづくりが進んでいます。

コミュニティを基盤とする活動の拠点と成り得る施設は他にもたくさんあります。

しかし、そうした他の施設と地域区民ひろばが異なっているのは地域の多様な主体により運営を行うという点にあります。さらに運営協議会の自己決定、自己責任の原則に基づく運営が広がることが期待されており、地域区民ひろばは、協働による自治を推し進めている豊島区独自の特色であると評価することができます。

そうした共通認識に立ったうえで、地域区民ひろばを、自治推進基本条例のなかにコミュニティを基盤とする活動の拠点の一つとして位置づけ、それにより区は区民の自発的、主体的な活動を今後も積極的に支援していくことを明確にすべきであるとする積極的な意見が示される一方、理念を骨子とする自治推進基本条例の性格に照らし、本条例に具体的な施策である地域区民ひろばを位置づけることはふさわしくないとする慎重な意見も見られましたので申し添えます。

3. 最後に

豊島区のよりよいまちづくりと自治の推進についての各委員の真摯な思いから、検討過程ではこれまで紹介したように様々な視点からの意見が披露されました。

今後、区におかれては、この答申の内容全体を十分に吟味されながら、条例改正の検討にあたっていただくことを希望します。そして、今後も、日本一の高密都市として、区民が安全と安心を実感できるまちづくりを展開されるとともに、この条例改正に向けた取り組みが、豊島区の未来を切り開くまちづくりへの大きな手がかりとなることを大いに期待します。

資料

■ 諮問文

諮 問 第 1 号
平成 2 4 年 7 月 2 6 日

豊島区自治推進委員会 会長 様

豊島区長 高野之夫

豊島区自治推進委員会条例第 2 条の規定に基づき、次の通り諮問します。

諮 問

「豊島区自治の推進に関する基本条例」に「セーフコミュニティ活動」および「地域区民ひろば」の基本的な考え方を位置づけることについて

■豊島区自治推進委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
学識経験者	えがみ わたる 江上 渉	立教大学社会学部 教授
	こはら たかはる 小原 隆治	早稲田大学政治経済学術院 教授
区民	あさの ゆうじ 浅野 有司	東京商工会議所豊島支部 不動産分科会副分科会長
	いしかわ ちえこ 石川 智枝子	豊島区青少年育成委員会連合会 会長
	いとう のぼる 伊藤 登	元気！ながさきの会 副代表
	いの みさこ 猪野 美佐子	区民ひろば西池袋運営協議会 会長
	かとう たけし 加藤 竹司	池袋西口駅前環境浄化推進委員会 委員長
	たかぎ よしお 高木 義男	公募
	たなか こういちろう 田中 幸一郎	豊島区町会連合会 副会長
	てらだ あきひろ 寺田 晃弘	豊島区民生委員・児童委員協議会 会長
	ながき しずえ 長岐 静枝	豊島区身体障害者福祉協会 事務局次長
	なかね りか 中根 里香	公募
	ひらい けんたろう 平井 憲太郎	特定非営利活動法人 としまユネスコ協会 代表理事
区議会議員	たかはし かよこ 高橋 佳代子	区議会議員
	いそ かずあき 磯 一昭	区議会議員
	ながの ひろこ 永野 裕子	区議会議員
	かきうち のぶゆき 垣内 信行	区議会議員
区職員	みずしま まさひこ 水島 正彦	副区長
	よしかわ あきひろ 吉川 彰宏	政策経営部長

※敬称略・原則50音順、区議会議員は議席順

■豊島区自治推進委員会審議経過

回	開催年月	主な検討内容
第1回	平成24年 7月26日(木)	委員委嘱及び会長選任、諮問
第2回	平成24年 9月10日(月)	条例改正等に関する考え方について
第3回	平成24年10月12日(金)	条例改正等に関する考え方について
第4回	平成24年11月 1日(木)	答申案について